

令和3年度

監査結果報告書

板橋区監査委員事務局

監査結果報告（令和3年度）目次

1 定期監査

- (1) 区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査結果報告・・・2
- (2) 資源環境部、都市整備部、まちづくり推進室及び土木部
定期監査結果報告・・・・・・・・・・・・・・4
- (3) 政策経営部、総務部、危機管理部、会計管理室、選挙管理委員会事務局、
監査委員事務局及び区議会事務局定期監査結果報告・・・・・・・・・・6
- (4) 区立小・中学校及び特別支援学校定期監査結果報告・・・・・・・・・・8
- (5) 子ども家庭部定期監査結果報告・・・・・・・・・・・・・・10
- (6) 教育委員会事務局定期監査結果報告・・・・・・・・・・・・・・11
- (7) 健康生きがい部及び福祉部定期監査結果報告・・・・・・・・・・・・12

2 随時監査等

- (1) 財産監査結果報告・・・・・・・・・・・・・・16
- (2) 財政援助団体等監査結果報告・・・・・・・・・・・・・・18
- (3) 工事監査結果報告（第1回・第2回）・・・・・・・・・・・・・・24
- (4) 指定管理者監査結果報告（新規・継続更新分）・・・・・・・・・・・・30
- (5) 特定項目監査結果報告（リース契約について）・・・・・・・・・・・・34

3 決算審査結果報告・・・・・・・・・・・・・・44

4 健全化判断比率審査結果報告・・・・・・・・・・・・・・48

5 行政監査結果報告

- [第1回] 区立生涯学習センターの運営について（概要）・・・・・・・・・・52
- [第2回] 男女共同参画の推進について（概要）・・・・・・・・・・・・・・56

6 例月出納検査結果報告・・・・・・・・・・・・・・60

定期監査

| 監査対象部局 | 実施年月日 |
|--|---|
| 区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局 定期監査 | 令和3年 5月10日(月) 17日(月) 19日(水) |
| 資源環境部、都市整備部及び土木部定期監査 | 令和3年 6月18日(金) 21日(月) 23日(水) |
| 政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、 選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議 会事務局 | 令和3年11月 1日(月) 2日(火) 11日(木) |
| 区立小・中学校及び特別支援学校定期監査 | 令和3年11月 4日(木) 5日(金) 15日(月) 19日(金) |
| 子ども家庭部定期監査 | 令和3年12月15日(水) 16日(木) 17日(金) 20日(月) 27日(月) |
| 教育委員会事務局定期監査 | 令和4年 1月 7日(金) 11日(火) |
| 健康生きがい部及び福祉部定期監査 | 令和4年 1月13日(木) 14日(金) 24日(月) |

令和3年度区民文化部、産業経済部及び
農業委員会事務局定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

| 実施年月日 | 監査対象 |
|--------------|--|
| 令和3年5月10日(月) | 【区民文化部】 板橋地域センター、仲宿地域センター、 蓮根地域センター、徳丸地域センター スポーツ振興課、 オリンピック・パラリンピック推進担当課 【産業経済部】 くらしと観光課 |
| 令和3年5月17日(月) | 【区民文化部】 富士見地域センター、常盤台地域センター、 志村坂上地域センター、舟渡地域センター、 下赤塚地域センター 【産業経済部】 赤塚支所 【農業委員会事務局】 農業委員会事務局 |
| 令和3年5月19日(水) | 【区民文化部】 地域振興課、戸籍住民課、 志村坂上区民事務所、蓮根区民事務所、 下赤塚区民事務所、 文化・国際交流課、美術館 【産業経済部】 産業振興課、産業戦略担当課 |

※ 予定していた集会施設については、緊急事態宣言中のため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から現場実査を中止した。

2 監査委員合議年月日

令和3年6月30日(水)

3 監査実施場所

監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 平成 28 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※平成 28 年度第 1 回行政監査テーマ「観光振興と都市交流事業について」
及び第 2 回行政監査テーマ「文化芸術事業について」の措置結果通知分

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和3年度資源環境部、都市整備部、まちづくり推進室
及び土木部定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

| 実施年月日 | 監 査 対 象 |
|------------------|--|
| 令和3年6月18日 (金) | <p>【資源環境部】 環境政策課、板橋東清掃事務所（清掃車両係）、 板橋西清掃事務所（西台中継所）</p> <p>【都市整備部】 建築指導課</p> <p>【まちづくり推進室】 鉄道立体化推進課</p> <p>【土木部】 みどり公園課、南部土木サービスセンター、 北部土木サービスセンター</p> |
| 令和3年6月21日 (月) | <p>【資源環境部】 資源循環推進課</p> <p>【都市整備部】 住宅政策課</p> <p>【まちづくり推進室】 地区整備課</p> <p>【土木部】 土木部管理課</p> |
| 令和3年6月23日 (水) | <p>【都市整備部】 都市計画課、建築安全課</p> <p>【まちづくり推進室】 まちづくり調整課、高島平グランドデザイン担 当課</p> <p>【土木部】 土木計画・交通安全課、工事設計課</p> |

2 監査委員合議年月日

令和3年7月30日

3 監査実施場所

監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務
- (2) 原材料の保管及び施設、備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 原材料の保管状況は、適正か。(セメント、塩化カルシウム、角材など)

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和3年度 政策経営部、総務部、危機管理部、会計管理室、
選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局
定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

| 実施年月日 | 監 査 対 象 |
|---------------|--|
| 令和3年11月1日(月) | 【政策経営部】 財政課、広聴広報課、ブランド戦略担当課、施設経営課、 教育施設担当課、IT推進課 【総務部】 総務課、人事課、契約管財課 【会計管理室】 会計管理室 |
| 令和3年11月2日(火) | 【政策経営部】 政策企画課、経営改革推進課 【総務部】 課税課、納税課、区政情報課、男女社会参画課（男女平等 推進センター含む。） 【危機管理部】 防災危機管理課、地域防災支援課 【区議会事務局】 区議会事務局 【監査委員事務局】 監査委員事務局 |
| 令和3年11月11日(木) | 【選挙管理委員会事務局】 選挙管理委員会事務局 |

2 監査委員合議年月日

令和4年1月31日(月)

3 監査実施場所

監査委員室、北館11階第二委員会室及び第三委員会室

4 監査の範囲

- (1) 令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 平成 29 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。 ※平成 29 年度第 2 回行政監査テーマ「広聴について」の措置結果通知分

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。ただし、一部指導を行った。指導事項は以下のとおり。

7 指導事項

借入限度額を超えた起債について

財政課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

財政課は、板橋第十小学校改築事業に係る平成 30 年度の起債の際、事業の実績額に基づく借入れを行うべきところ、事業所管課への内容確認を怠ったことにより、起債借入限度額を超えて借入れを行っていた。

借入れの内訳については、以下のとおりである。

【借入れの内訳】

(単位：円)

| 借入先 | 借入額 (A) | 当初事業費 | 修正後事業費 | 借入限度額 (B) | 借入超過額 (A)-(B)=(C) |
|------|-------------|-------------|-------------|--------------|----------------------|
| 財政融資 | 70,500,000 | 132,973,000 | 55,835,378 | 26,017,173 | 44,482,827 |
| 銀行融資 | 72,500,000 | 142,915,000 | 230,671,042 | 41,302,046 | 31,197,954 |
| 合計 | 143,000,000 | 275,888,000 | 286,506,420 | 67,319,219 | 75,680,781 |

このため、財政融資資金 44,482,827 円については、借用証書特約条項第 4 条に基づく繰上償還を行うとともに、加算金 2,196,415 円（うち、繰上償還した分の利子相当額 1,650,863 円を含む。）を支払うことが必要となった。

また、銀行引受資金については、起債借入限度額を超えていたが、国の通知により繰上償還することができないため、満期一括償還の財源として 31,197,954 円を減債基金に積み立てることが必要となった。

一連の起債事務手続において、財政課は必要なチェックを怠り、結果的に起債額を誤り不適正な事務処理を行っていた。

なお、財政課は、本件に伴う経費について、令和 2 年度一般会計予算の補正（第 8 号補正）を行っている。

財政課は、起債に当たっては事業所管課と緊密に連携を取り、国の定めにとった適正な起債事務の執行に努めるとともに、再度このような事態を招くことのないよう再発防止に取り組む必要がある。

(財政課)

令和3年度区立小・中学校及び特別支援学校定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

| 実施年月日 | 監査対象 |
|---------------|--|
| 令和3年11月4日(木) | 弥生小学校、向原小学校、高島第一小学校、志村第四中学校、中台中学校、上板橋第三中学校 |
| 令和3年11月5日(金) | 志村第五小学校、前野小学校、板橋第十小学校、上板橋第四小学校、高島第三小学校、志村第一中学校 |
| 令和3年11月15日(月) | 板橋第七小学校、大谷口小学校、成増小学校、天津わかしお学校、板橋第五中学校 |
| 令和3年11月19日(金) | 志村小学校、志村第二小学校、志村第六小学校、舟渡小学校、赤塚第三中学校 |

2 監査委員合議年月日

令和4年2月21日

3 監査実施場所

各小・中学校及び特別支援学校

4 監査の範囲

- (1) 令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、令和2年度及び令和3年度学校令達予算に基づき計画的、効率的に行われているか。また、支出負担行為等の手続は適正か。
- (2) 各種勤務手当及び旅費の支給は勤務実態に適合しているか。
- (3) 施設及び備品の管理状況は適正か。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。ただし、一部指導を行った。指導事項は、次のとおり。

7 指導事項

令和2年度コミュニティ・スクール委員会委員報酬の支払遅延及び不適正な公文書の取扱いについて

上板橋第四小学校の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

上板橋第四小学校では、コミュニティ・スクール委員会を令和2年5月18日、7月9日、9月17日、11月20日、令和3年2月5日の5回開催した。

一方、令和2年度上板橋第四小学校コミュニティ・スクール委員会委員報酬の支出については、令和2年5月12日付で電子起案し、同日決定している。

地域教育力推進課が作成しているコミュニティ・スクール委員会事務処理マニュアルによれば、委員報酬は、会議開催終了後2週間以内に支払手続きを行い、1か月以内に入金を完了するよう処理することとされているが、担当者は処理方法を理解していたにもかかわらず、支払事務を怠り、令和3年4月21日付で5回分の委員報酬延べ33名分を一括払とする支出命令書を作成し、令和3年5月21日に執行済となっていた。

また、区会計事務規則第59条では、支出命令書を発行したときは、支出の内容及び経過を明らかにした決裁文書その他の関係書類とともに、直ちに、会計管理者に送付しなければならないと定められており、担当者は、電子起案した支出原議を出力し、支出命令書とともに会計管理室に送付していたが、その際、文書の一部を書き換え、当初の支出原議の処理方法では、区会計事務規則第57条第2項により継続支払票により処理すると記載されていたところ、謝礼については全ての委員会終了後、一括払すると記載されており、支出原議の本文が差し替えられていた。

本件の支出原議は、令和2年5月12日付で意思決定が成立しており、起案文書を修正する場合は、決定事案の変更について別途起案する必要がある、これらの手続きを行わず、支出命令書送付時に文書の一部を差し替えることは、不適正な公文書の取扱いである。

教育委員会事務局及び学校長は、支払遅延及び不適正な公文書の取扱いの再発防止に必要な措置を早急に講じるとともに、会計事務及び文書事務を適正に行う必要がある。

(上板橋第四小学校)

令和3年度子ども家庭部定期監査結果報告について

1 実施年月日及び監査対象

| 実施年月日 | 監査対象 |
|---------------|--|
| 令和3年12月15日(水) | 児童相談所開設準備課 [児童館] はすのみ児童館、あずさわ児童館、富士見児童館、西徳児童館、清水児童館、赤塚児童館 |
| 令和3年12月16日(木) | [児童館] 弥生児童館、向原児童館 [保育園] 弥生保育園、あさひが丘保育園、高島平さつき保育園、西台保育園、高島平あやめ保育園、かないくぼ保育園、向原保育園、相生保育園 |
| 令和3年12月17日(金) | 子ども政策課、保育サービス課、子育て支援施設課、子ども家庭支援センター [保育園] 板橋保育園、中板橋保育園 |
| 令和3年12月20日(月) | [保育園] 坂下三丁目保育園 |
| 令和3年12月27日(月) | [保育園] 西前野保育園 |

2 監査委員合議年月日 令和4年2月21日(月)

3 実施場所 監査委員室、第三委員会室、第四委員会室ほか各施設

4 監査の範囲 (1) 令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和3年度教育委員会事務局定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

| 実施年月日 | 監査対象 |
|--------------|---|
| 令和4年1月7日(金) | 学務課、指導室、大原生涯学習センター、 教育支援センター |
| 令和4年1月11日(火) | 教育総務課、新しい学校づくり課、学校配置調整担当課、 生涯学習課、地域教育力推進課、中央図書館 志村第一小学校あいキッズ、志村第三小学校あいキッズ、 前野小学校あいキッズ、板橋第八小学校あいキッズ |

2 監査委員合議年月日

令和4年2月21日(月)

3 監査実施場所

監査委員室、第三委員会室、第四委員会室ほか各施設

4 監査の範囲

(1) 令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務

(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

(1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。

(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和3年度健康生きがい部及び福祉部定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

| 実施年月日 | 監査対象 |
|------------------|--|
| 令和4年1月13日 (木) | 【健康生きがい部】 健康推進課、予防対策課、予防接種担当課、 ワクチン接種調整担当課、板橋健康福祉センター 【福祉部】 志村福祉事務所 |
| 令和4年1月14日 (金) | 【健康生きがい部】 長寿社会推進課、介護保険課、 上板橋健康福祉センター、赤塚健康福祉センター、 高島平健康福祉センター、 おとしより保健福祉センター、 備品実査（保健所・板橋健康福祉センター） 【福祉部】 生活支援課 |
| 令和4年1月24日 (月) | 【健康生きがい部】 国保年金課、後期高齢医療制度課、生活衛生課、 志村健康福祉センター 【福祉部】 障がい政策課、障がいサービス課、 板橋福祉事務所、赤塚福祉事務所 |

2 監査委員合議年月日

令和4年2月21日

3 監査実施場所

監査委員室、第四委員会室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務
- (2) 施設、備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 平成 30 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

随時監査等

| 随 時 監 査 | 実 施 年 月 日 |
|-----------------------|---------------------------------|
| 財産監査 | 令和3年 4月19日 (月) |
| 財政援助団体等監査 | 令和3年 9月 2日 (木) |
| | 3日 (金) |
| | 6日 (月) |
| | 9日 (木) |
| 第1回工事監査 (建築) | 令和3年 6月 3日 (木) |
| 第2回工事監査 (建築) | 7月 5日 (月) |
| 指定管理者監査 (新規分) | 令和3年12月 9日 (木) |
| 指定管理者監査 (継続更新分) | 13日 (月) |
| | 10月11日 (月) |
| | 26日 (火) |
| 特定項目監査 (リース契約について) | 令和3年4月1日 (木) ~ 令和4年4月27日 (水) |

令和3年度財産監査結果報告について

- 1 監査実施年月日
令和3年4月19日(月)
- 2 監査委員合議年月日
令和3年5月31日(月)
- 3 監査対象及び実施場所

| 監 査 対 象 | | 実 施 場 所 | |
|---------|--------------------------------------|--|---|
| 本 審 査 | 公有財産 | 政策経営部政策企画課 | |
| | 物品 | 会計管理室 | |
| | 債権 | 政策経営部政策企画課 健康生きがい部介護保険課 福祉部生活支援課 都市整備部住宅政策課 | |
| | 基金 | 政策経営部財政課 会計管理室 | |
| 備品実査 | 区役所本庁舎 北館1階から4階の各課 南館1階から4階の各課 | 対 象 課 | |
| 現 場 監 査 | 公有財産 | 【行政財産】 土木部土木計画・交通安全課 | 板橋区役所 シェアサイクルポート 板橋二丁目66番4のうち(地番) |
| | | 【行政財産】 資源環境部環境政策課 | カーシェアリング事業用地 板橋二丁目68番1(地番) |
| | | 【普通財産】 政策経営部政策企画課 総務部契約管財課 | 本庁舎北側公有地 板橋二丁目67番8の一部 及び11(地番) |

4 監査の範囲

令和2年度及び令和3年度の公有財産、物品、債権についての取得、管理及び処分、基金の管理、運用に関すること。

5 監査の着眼点

(1) 公有財産

- ① 財産の取得及び処分は適正に行われているか。
- ② 財産台帳が整備され、事務処理が適正に行われているか。
- ③ 財産の貸付は法令に従って処理され、管理は適正に行われているか。
- ④ 財産の保全、活用、維持管理は適正に行われているか。

(2) 物 品

- ① 物品の在庫管理及び整理活用は適正に行われているか。
- ② 物品の管理、不用品の処分は適正に行われているか。

(3) 債 権

- ① 債権の管理は適正に行われているか。
- ② 保全、督促等の事務処理は積極的かつ適法に行われているか。

(4) 基 金

- ① 基金の設置目的に従って確実かつ効率的に運用されているか。
- ② 管理は適正に行われているか。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和3年度財政援助団体等監査（政務活動費を除く）結果について

1 監査実施年月日

令和3年9月3日（金）、6日（月）、9日（木）

2 監査対象

(1) 出資団体

| No. | 団体名 | 補助金名 | 所管課 |
|-----|-----------------------|-----------------------|----------|
| 1 | 板橋区土地開発公社 | (交付なし) | 契約管財課 |
| 2 | 公益財団法人板橋区文化・国際交流財団（※） | 公益財団法人板橋区文化・国際交流財団補助金 | 文化・国際交流課 |
| 3 | 公益財団法人植村記念財団（※） | 公益財団法人植村記念財団補助金 | スポーツ振興課 |
| 4 | 公益財団法人板橋区産業振興公社（※） | 公益財団法人板橋区産業振興公社事業費補助金 | 産業振興課 |

※印の3団体については補助金交付と重複する団体

(2) 補助金所管課

| No. | 所管課 | 補助金名 | 交付先 | 施設名等 |
|-----|---------------|--------------------------|------------------|--------------|
| 1 | 人事課 | 板橋区職員互助会運営費補助金 | 板橋区職員互助会 | |
| 2 | 産業振興課 | 板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金 | ハッピーロード大山商店街振興組合 | |
| 3 | 長寿社会推進課 | 板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金 | 社会福祉法人板橋区社会福祉協議会 | |
| 4 | おとしより保健福祉センター | 板橋区権利擁護センター事業運営費補助金 | | |
| 5 | 生活支援課 | 板橋区社会福祉協議会ぬくもりサービス事業費助成金 | | |
| | | 板橋区社会福祉協議会運営費助成金 | | |
| 6 | 障がいサービス課 | 板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金 | 一般社団法人コア | コア・デイケア・センター |

| No. | 所管課 | 補助金名 | 交付先 | 施設名等 |
|-----------------|----------|-----------------------------------|-----------------------|--------------------|
| 6 | 障がいサービス課 | 東京都板橋区精神障がい者ソーシャルハウス運営費補助金 | 社会福祉法人 J H C 板橋会 | サン・マリーナ |
| | | 東京都板橋区地域活動支援センター機能強化事業及び相談支援事業補助金 | | スペースピア |
| | | 東京都板橋区地域活動支援センター機能強化事業及び相談支援事業補助金 | 特定非営利活動法人みんなのセンターおむすび | デイサービスおむすび |
| | | 東京都板橋区地域活動支援センター機能強化事業及び相談支援事業補助金 | 特定非営利活動法人かたぐるま | デイサービスかたぐるま |
| | | 東京都板橋区地域活動支援センター機能強化事業及び相談支援事業補助金 | 特定非営利活動法人はらから東京の会 | とうふ工房・大谷口の家 |
| | | 生活介護・重症心身障がい者通所施設運営費補助金 | 社会福祉法人ひふみ会 | 障害福祉サービス事業所愛光 |
| | | 板橋区重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金 | | |
| | | 板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助金 | 公益財団法人東京 Y W C A | 東京 Y W C A キッズガーデン |
| | | 生活介護・重症心身障がい者通所施設運営費補助金 | 社会福祉法人関西中央福祉会 | ココロネ板橋 |
| 7 | 保育サービス課 | 板橋区保育士等キャリアアップ補助金 | 株式会社グローバルキッズ | グローバルキッズ成増園 |
| | | 板橋区認証保育所運営費等補助金 | 株式会社ゴーエスト | メリーポピンズ中板橋ルーム |
| | | | | メリーポピンズ成増ルーム |
| 板橋区認証保育所運営費等補助金 | 原 淳恵 | こっこ保育園 | | |

| No. | 所管課 | 補助金名 | 交付先 | 施設名等 |
|-----|----------|------------------------|-------------------------|--------------|
| 7 | 保育サービス課 | 板橋区認証保育所運営費等補助金 | 株式会社モード・プランニング・ジャパン | 板橋雲母保育園高島平 |
| | | | | 板橋雲母保育園東武練馬 |
| | | | | 中板橋雲母保育園 |
| 8 | 子育て支援施設課 | 板橋区私立保育所施設設置経費助成金 | 株式会社 Kids Smile Project | キッズスマイル板橋東坂下 |
| | | 板橋区民間保育所等整備費補助金 | 宗教法人天理教大禮分教会 | 大禮保育園 |
| | | 板橋区民間保育所等整備費補助金 | 社会福祉法人成増会 | 成美保育園 |
| 9 | 都市計画課 | 板橋区コミュニティバス運行事業補助金 | 国際興業株式会社 | りんりんGO |
| 10 | 建築安全課 | 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事助成金 | パラスト新板橋管理組合 | パラスト新板橋 |
| 11 | 学務課 | 板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金 | 学校法人旭幼稚園 | 旭幼稚園 |
| | | 板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金 | 坂本 静枝 | みその幼稚園 |

3 監査委員合議年月日
令和3年10月29日（金）

4 監査実施場所
監査委員室、第四委員会室、文化会館

5 監査の範囲

- (1) 財務関係事務全般（出資団体）
- (2) 令和2年度に区から交付された補助金の出納その他の事務（補助金所管課）

6 監査の着眼点

| | |
|-----------------|---|
| <p>出資団体</p> | <p>(1) 所管課 ① 団体に対する指揮監督は適切に行われているか。</p> <p>(2) 団体 ① 設立目的に沿った事業運営は適切に行われているか。 ② 経営成績及び財政状況は良好か。 ③ 資金の運用は適切か。 ④ 関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の整備、保存は適正か。</p> |
| <p>補助金交付団体等</p> | <p>(1) 所管課 ① 補助金の交付条件は適切か。また、補助金額の算定、交付方法、時期及び手続きは適正か。 ② 団体に対する指揮監督は適切に行われているか。</p> <p>(2) 団体 ① 交付目的に適合した事業を実施しているか。 ② 交付された補助金を他の目的に流用していないか。 ③ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の整備保存は適正か。 ④ 団体における会計経理は適正か、係数に誤りはないか。</p> |

7 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和3年度財政援助団体等監査（政務活動費）結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

| 実施年月日 | 監査対象 |
|-------------|---------------|
| 令和3年9月2日(木) | 板橋区議会自由民主党議員団 |
| | 板橋区議会公明党 |
| | 日本共産党板橋区議会議員団 |
| | 中妻 じょうた |
| | 高沢 一基 |
| | おぼた 健太郎 |
| | 渡辺 よしてる |
| | 井上 温子 |
| | しいな ひろみ |
| | 五十嵐 やす子 |
| | 長瀬 達也 |
| | 南雲 由子 |
| | こんどう 秀人 |
| 高山 しんご | |
| 令和3年9月3日(金) | 区議会事務局 |

2 監査委員合議年月日

令和3年10月29日(金)

3 監査委員の除斥

政務活動費の監査については、議員選出委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき関与していない。

4 監査実施場所

監査委員室

5 監査の範囲

令和2年4月から令和3年3月までに区から交付された政務活動費（補助金）の出納その他の事務

6 監査の着眼点

| | |
|--------------|---|
| 補助金交付 団体等 | <ul style="list-style-type: none">(1) 所管課<ul style="list-style-type: none">① 補助金の交付条件は適切か。また、補助金額の算定、交付方法、時期及び手続きは適正か。② 団体に対する指揮監督は適切に行われているか。(2) 団体<ul style="list-style-type: none">① 交付目的に適合した事業を実施しているか。② 交付された補助金を他の目的に流用していないか。③ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の整備保存は適正か。④ 団体における会計経理は適正か、係数に誤りはないか。 |
|--------------|---|

7 監査の結果

東京都板橋区政務活動費の交付に関する条例及び同施行規則に基づき、また、「政務活動費の手引き（令和2年4月板橋区議会発行）」を参考に、令和2年度に交付された政務活動費について、提出された帳簿、証拠書類、専用口座の通帳を確認の上、監査した結果、特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和3年度第1回工事監査(建築)結果について

1 監査実施年月日 令和3年6月3日(木)

2 監査対象

- (1) 工事件名 (仮称) 区立子ども家庭総合支援センター新築工事
- (2) 場 所 板橋区本町24番1号
- (3) 請負金額 1,364,000,000円
- (4) 工 期 令和2年6月20日～令和3年11月30日
- (5) 請負会社 株式会社浅沼組 東京本店
- (6) 進捗率 50.8% (監査実施日現在)

[付帯工事]

| 工事件名 | 請負会社 | 請負金額(円) | 工期 | 進捗率 |
|-----------------|----------------------|-------------|---------------------------|-------|
| 電気設備工事 | 株式会社新分電気商会 | 273,768,000 | 令和2.6.25から 令和3.11.30まで | 23.0% |
| 給排水衛生ガス設備 工事 | 桶川工業株式会社 | 129,800,000 | 令和2.6.25から 令和3.11.30まで | 30.0% |
| 空調設備工事 | 栄幸建設工業株式会社 | 292,215,000 | 令和2.6.20から 令和3.11.30まで | 15.0% |
| 昇降機設備工事 | フジテック株式会社 首都圏統括本部 | 30,239,000 | 令和2.7.30から 令和3.11.30まで | 0.0% |

3 対象課

政策経営部施設経営課

4 監査委員合議年月日

令和3年7月30日(金)

5 実施場所

監査委員室及び工事施工場所

6 監査実施方法

- (1) 専門技術的事項について、技術士による調査を実施し、監査委員への報告を行い、監査資料とした。
- (2) 監査資料に基づき、対象課から説明を聴取し、質疑を行うとともに、工事施工場所において関係職員・請負会社の立会いを求め、現場実査を行った。

7 監査の範囲

- (1) 工事に係る起工図書等
- (2) 施工状況

8 監査の着眼点

- (1) 計 画 工事の計画は妥当か。
- (2) 設 計 現場の状況に適合した経済的な設計が行われているか。
- (3) 積 算 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (4) 契 約 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証金、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
- (5) 施 工
 - ① 法令等を遵守し、設計図書のとおり施工されているか。
 - ② 現場状況に合わせ、安全管理は適正に行われているか。
 - ③ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録及び提出書類等は的確に整備・保存されているか。
 - ④ 関連工事との連絡調整は適切に行われているか。
 - ⑤ 騒音・振動及び交通等の環境に対する配慮は、適切に行われているか。

9 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

**【参考】（仮称）区立子ども家庭総合支援センター新築工事及び
付帯工事の契約変更**

建築

| | 当 初 (令和 2. 6. 19) | 契約変更 (令和 2. 9. 3) |
|---------|------------------------------|-----------------------------------|
| 請 負 金 額 | 1,361,800,000 円 | 1,364,000,000 円 (2,200,000 円増) |
| 工 期 | 令和 2. 6. 20～ 令和 3. 11. 30 | 変更なし |

電気設備

| | 当 初 (令和 2. 6. 19) | 契約変更 (令和 2. 9. 3) |
|---------|------------------------------|------------------------------|
| 請 負 金 額 | 273,680,000 円 | 273,768,000 円 (88,000 円増) |
| 工 期 | 令和 2. 6. 20～ 令和 3. 11. 30 | 変更なし |

給排水衛生ガス設備

| | 当 初 (令和 2. 6. 24) |
|---------|------------------------------|
| 請 負 金 額 | 129,800,000 円 |
| 工 期 | 令和 2. 6. 25～ 令和 3. 11. 30 |

空調設備

| | 当 初 (令和 2. 6. 19) | 契約変更 (令和 2. 9. 3) |
|---------|------------------------------|-------------------------------|
| 請 負 金 額 | 291,500,000 円 | 292,215,000 円 (715,000 円増) |
| 工 期 | 令和 2. 6. 20～ 令和 3. 11. 30 | 変更なし |

昇降機設備

| | 当 初 (令和 2. 7. 29) |
|---------|------------------------------|
| 請 負 金 額 | 30,239,000 円 |
| 工 期 | 令和 2. 7. 30～ 令和 3. 11. 30 |

令和3年度第2回工事監査(建築)結果について

1 監査実施年月日 令和3年7月5日(月)

2 監査対象

- (1) 工事件名 区立上板橋第二中学校統合改築工事
- (2) 場 所 板橋区向原三丁目1番12号
- (3) 請負金額 3,921,900,000円
- (4) 工 期 平成31年3月2日～令和4年1月28日
- (5) 請負会社 前田建設工業株式会社東京建築支店
- (6) 進 捗 率 64.2% (監査実施日現在)

[付帯工事]

| 工事件名 | 請負会社 | 請負金額(円) | 工期 | 進捗率 |
|-------------|----------------|-------------|--------------------------|-------|
| 電気設備工事 | 渡部・アイコウ建設共同企業体 | 421,278,000 | 令和1.6.22から 令和4.1.28まで | 20.5% |
| 給排水衛生ガス設備工事 | 池松・シルバー建設共同企業体 | 314,369,000 | 令和1.6.22から 令和4.1.28まで | 17.2% |
| 冷暖房換気設備工事 | 第五・前野建設共同企業体 | 518,507,000 | 令和1.6.22から 令和4.1.28まで | 27.5% |
| 昇降機設備工事 | 日本エレベーター製造株式会社 | 20,790,000 | 令和1.12.3から 令和4.1.28まで | 0.0% |

3 対 象 課

政策経営部施設経営課

4 監査委員合議年月日

令和3年8月30日(月)

5 実施場所

監査委員室及び工事施工場所

6 監査実施方法

- (1) 専門技術的事項について、技術士による調査を実施し、監査委員への報告を行い、監査資料とした。
- (2) 監査資料に基づき、対象課から説明を聴取し、質疑を行うとともに、工事施工場所において関係職員・請負会社の立会いを求め、現場実査を行った。

7 監査の範囲

- (1) 工事に係る起工図書等
- (2) 施工状況

8 監査の着眼点

- (1) 計 画 工事の計画は妥当か。
- (2) 設 計 現場の状況に適合した経済的な設計が行われているか。
- (3) 積 算 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (4) 契 約 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証金、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
- (5) 施 工
 - ① 法令等を遵守し、設計図書のとおり施工されているか。
 - ② 現場状況に合わせ、安全管理は適正に行われているか。
 - ③ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録及び提出書類等は的確に整備・保存されているか。
 - ④ 関連工事との連絡調整は適切に行われているか。
 - ⑤ 騒音・振動及び交通等の環境に対する配慮は、適切に行われているか。

9 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

【参考】区立上板橋第二中学校統合改築工事及び付帯工事の契約変更

建築

| | 当 初 (平成 31. 3. 1) | 契約変更(1 回目) (平成 31. 3. 27) | 契約変更(2 回目) (令和 2. 1. 8) | 契約変更(3 回目) (令和 3. 3. 31) |
|------|-----------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 請負金額 | 3,877,200,000 円 | 3,901,770,000 円 (24,570,000 円増) | 3,913,705,000 円 (11,935,000 円増) | 3,921,900,000 円 (8,195,000 円増) |
| 工 期 | 平成 31. 3. 2～ 令和 4. 1. 28 | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

電気設備

| | 当 初 (令和 1. 6. 21) | 契約変更(1 回目) (令和 1. 9. 3) | 契約変更(2 回目) (令和 2. 1. 8) |
|------|-----------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 請負金額 | 400,400,000 円 | 405,405,000 円 (5,005,000 円増) | 421,278,000 円 (15,873,000 円増) |
| 工 期 | 令和 1. 6. 22～ 令和 4. 1. 28 | 変更なし | 変更なし |

給排水衛生ガス設備

| | 当 初 (令和 1. 6. 21) | 契約変更(1 回目) (令和 1. 9. 3) |
|------|-----------------------------|---------------------------------|
| 請負金額 | 309,100,000 円 | 314,369,000 円 (5,269,000 円増) |
| 工 期 | 令和 1. 6. 22～ 令和 4. 1. 28 | 変更なし |

冷暖房換気設備

| | 当 初 (令和 1. 6. 21) | 契約変更(1 回目) (令和 1. 9. 3) | 契約変更(2 回目) (令和 2. 1. 8) |
|------|-----------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 請負金額 | 489,500,000 円 | 495,110,000 円 (5,610,000 円増) | 518,507,000 円 (23,397,000 円増) |
| 工 期 | 令和 1. 6. 22～ 令和 4. 1. 28 | 変更なし | 変更なし |

昇降機設備

| | 当 初 (令和 1. 12. 2) |
|------|-----------------------------|
| 請負金額 | 20,790,000 円 |
| 工 期 | 令和 1. 12. 3～ 令和 4. 1. 28 |

令和3年度指定管理者監査（継続更新分）結果について

1 実施年月日 令和3年10月11日(月)、26日(火)

2 監査対象

(1) 所管課及び指定管理者

| 所管課 | 対象施設 | 対象指定管理者 |
|------------------|---------|----------------------------|
| 資源環境政策部 環境政策課 | 熱帯環境植物館 | 西武造園・横浜八景島・ 西武緑化管理共同企業体 |

(2) 所管課のみ

| 所管課 | 対象施設 | 参考（指定管理者） |
|-------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| 区民文化 文化・国際交流課 美術館 | 成増アートギャラリー | 株式会社 図書館流通センター |
| 区民文化 スポーツ振興課 | 小豆沢体育館ほか21施設* | 東京ドームグループ |
| 子ども家庭 保育サービス課 | こぶし保育園 | 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ |
| 教育委員会事務局 中央図書館 | 清水図書館、蓮根図書館、 西台図書館、志村図書館 | 株式会社 ヴィアックス |
| | 赤塚図書館、高島平図書館、 成増図書館 | 株式会社 図書館流通センター |

※赤塚体育館、東板橋体育館(令和3年9月1日から植村記念加賀スポーツセンター)、上板橋体育館、高島平温水プール、和弓場、洋弓場、小豆沢野球場、城北野球場、徳丸ヶ原野球場、荒川戸田橋野球場、小豆沢庭球場、徳丸ヶ原庭球場、東板橋庭球場、加賀庭球場、新河岸庭球場、荒川戸田橋サッカー場、新河岸陸上競技場、荒川戸田橋陸上競技場、東板橋公園運動場、高島平多目的運動場、浮間舟渡フットサルパーク

3 監査委員合議年月日

令和3年11月26日(金)

4 実施場所

監査委員室及び熱帯環境植物館

5 監査の範囲

(1) 指定管理者（熱帯環境植物館のみ）

令和2年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
（施設及び備品の管理状況を含む。）

(2) 所管課

令和2年度各施設の指定管理者に関する財務事務

6 監査の着眼点

(1) 所管課

- ① 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
- ② 指定管理者への指揮監督は適正に行われているか。
- ③ 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- ④ 事業費の算定及び支出方法、時期、手続等は適正か。

(2) 指定管理者

- ① 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ア 施設管理業務の実施状況
 - イ 施設の利用状況
 - ウ 事故防止、安全確保への配慮
- ② 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- ③ 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- ④ 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
 - ア 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - イ 証拠書類の整備・保存は適正か。

7 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和3年度指定管理者監査（新規分）結果について

1 実施年月日 令和3年12月9日(木)、13日(月)

2 監査対象

(1) 所管課及び指定管理者

| 所管課 | 対象施設 | 対象指定管理者 |
|-----------------|---------------|---------------------|
| 土 木 部 みどり公園課 | 東板橋公園及び徳丸ヶ原公園 | 公益財団法人ハーモニイ センター |

(2) 所管課のみ

| 所管課 | 対象施設 | 参考（指定管理者） |
|----------------------------|----------|-----------------|
| 資 源 環 境 部 資 源 循 環 推 進 課 | リサイクルプラザ | ShoPro・板建総共同事業体 |
| 教育委員会事務局 生涯学習課 | 郷土芸能伝承館 | 株式会社サンワックス |

3 監査委員合議年月日

令和4年1月31日(月)

4 実施場所

監査委員室及び東板橋公園

5 監査の範囲

(1) 指定管理者（東板橋公園及び徳丸ヶ原公園のみ）

令和2年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(施設及び備品の管理状況を含む。)

(2) 所管課

令和2年度各施設の指定管理者に関する財務事務

6 監査の着眼点

(1) 所管課

- ① 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
- ② 指定管理者への指揮監督は適正に行われているか。
- ③ 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- ④ 事業費の算定及び支出方法、時期、手続等は適正か。

(2) 指定管理者

- ① 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ア 施設管理業務の実施状況
 - イ 施設の利用状況
 - ウ 事故防止、安全確保への配慮
- ② 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- ③ 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- ④ 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
 - ア 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - イ 証拠書類の整備・保存は適正か。

7 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和3年度特定項目監査結果

第1 監査実施概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査

2 監査テーマ

「リース契約について」

3 監査テーマ設定の趣旨

経済的な物品調達の方法として、リース契約の活用は欠かせないものとなっている。

そこで、令和3年度の特定項目監査は、各課がリース契約により調達した事案について、リース契約のための積算は適切か、競争性、公正性は確保されているかの観点から監査を実施した。

ただし、情報処理システムのリース契約については、高い専門性を有し、定期監査と同時に短時間で監査を行うのは困難なため、今回の監査からは除外した。

4 監査の着眼点

- (1) リース契約において、予定価格の積算は適切に行われているか。
- (2) リース契約において、競争性、公正性は確保されているか。

5 監査対象及び監査方法

- (1) 監査対象とするリース契約は、令和2年度中に行われたリース契約のうち、高い専門性を有する情報処理システムのリース契約を除く契約を対象とした。
- (2) 監査は、令和3年度の定期監査対象のうちリース契約を行っている部署を対象とし、定期監査に合わせて監査委員による聴取を行った。
- (3) 区の契約事務を統括する総務部契約管財課に対し、令和4年1月31日(月)に聴取を行った。

6 監査実施期間

令和3年4月1日(木)から令和4年4月27日(水)まで

第2 監査結果

1 リース契約の状況

リース契約は、リース会社が売主（メーカー・ディーラー）から購入した機械設備等を借主（ユーザー）に長期間使用させ、借主がその対価としてリース料の支払いをする契約で、一括購入することと比べ初期費用が安価に納まることや負担の平準化など、経済的な物品調達の方法の一つである。

令和2年度における各部のリース契約（長期継続契約）件数及び契約内容は、表1^{※1}のとおりである。

表1 令和2年度における各部のリース契約件数及び契約内容 単位：件

| | リース 契約件数 | 契約内容 | | |
|--------------|-------------|----------------------|--------------------------------|-----|
| | | 情報処理機器 ^{※2} | 事務用機器、 電子複写機等 ^{※3} | その他 |
| 政策経営部 | 26 | 24 | 2 | 0 |
| 総務部 | 31 | 3 | 28 | 0 |
| 危機管理室 | 6 | 5 | 1 | 0 |
| 区民文化部 | 26 | 7 | 18 | 1 |
| 産業経済部 | 7 | 1 | 6 | 0 |
| 健康生きがい部(保健所) | 31 | 3 | 27 | 1 |
| 福祉部 | 18 | 4 | 14 | 0 |
| 子ども家庭部 | 22 | 3 | 19 | 0 |
| 資源環境部 | 55 | 4 | 50 | 1 |
| 都市整備部 | 11 | 1 | 10 | 0 |
| 土木部 | 26 | 4 | 22 | 0 |
| 会計管理室 | 0 | — | — | — |
| 教育委員会事務局 | 94 | 42 | 44 | 8 |
| 選挙管理委員会事務局 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 農業委員会事務局 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 監査委員事務局 | 0 | — | — | — |
| 区議会事務局 | 6 | 5 | 1 | 0 |
| 計 | 361 | 108 | 242 | 11 |

※1：監査対象各所管課から提出された調書をもとに監査委員事務局で集計。以降の表も同じ。

※2：情報処理機器を対象とするリース契約のうち、システム開発を伴う情報処理システム（ソフトウェア）は含まず、アプリケーションソフトは含むリース契約。

※3：情報処理システム関連以外の物件（事務用機器、電子複写機等）のリース契約。

また、令和2年度における各部の再リース契約件数及び再リース1件についての再契約回数は、表2のとおりである。

表2

令和2年度における各部の再リース契約件数及び再リース1件についての再契約回数
単位：件

| | 再リース 契約件数 | 再リース1件についての再契約回数 | | | | | | |
|--------------|--------------|------------------|----|----|----|----|------|----|
| | | 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回 | 6回以上 | 不明 |
| 政策経営部 | 20 | 12 | 5 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 総務部 | 17 | 7 | 4 | 3 | 1 | 0 | 2 | 0 |
| 危機管理室 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 区民文化部 | 25 | 5 | 4 | 3 | 5 | 2 | 6 | 0 |
| 産業経済部 | 3 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 健康生きがい部(保健所) | 23 | 10 | 3 | 2 | 2 | 0 | 6 | 0 |
| 福祉部 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 子ども家庭部 | 8 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| 資源環境部 | 48 | 19 | 15 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| 都市整備部 | 7 | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 土木部 | 31 | 10 | 7 | 8 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| 会計管理室 | 0 | — | — | — | — | — | — | — |
| 教育委員会事務局 | 56 | 17 | 7 | 2 | 3 | 4 | 22 | 1 |
| 選挙管理委員会事務局 | 0 | — | — | — | — | — | — | — |
| 農業委員会事務局 | 0 | — | — | — | — | — | — | — |
| 監査委員事務局 | 0 | — | — | — | — | — | — | — |
| 区議会事務局 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 計 | 245 | 90 | 49 | 30 | 20 | 8 | 46 | 2 |

当初リース契約期間終了後、同一物件の再リースを繰り返している状況が見受けられた。

再リースを採用した理由の調査回答では、「特に使用上問題がなく、財政上負担の少ない再リースを選択した。」という理由から再リースを選択している例が最も多かった。

各部の再リース契約 245 件のうち、当初リース契約期間終了後、同一物件を

再リース契約するにあたり、再リース契約以外の調達方法を検討せず同一物件を再リースした事案は31件、12.65%であった。

所管課へのヒアリングにおいて、1年更新の再リース契約を繰り返すことにより、結果として一括購入した場合に比べ過大な支出にならないか、また、古い機器を使用し続けることによる事務の非効率化がないかなど、検討が十分になされず、再リース契約されている例が見受けられた。

2 リース契約において、予定価格の積算は適切に行われているか。

契約管財課は、リース契約における予定価格を設定するにあたり、各所管課がリース事業者から徴取した下見積りを基に作成する支出予定金額を参考にしている。

各所管課による支出予定金額の見積では、契約案件により仕様内容に本体機器の搬入・設置・搬出・保守費用等をリース料に含む場合と含まない場合がある。

令和2年度における各部のリース契約（長期継続契約）の支出予定金額の積算方法は、表3のとおりである。

表3 令和2年度における各部のリース契約（長期継続契約）の支出予定金額の積算方法

単位：件

| | 合計 | 契約事業者からの下見積 | 契約事業者及び契約事業者以外からの複数下見積 | 同種の契約実績から積算 | 過去の契約実績から積算 | カタログ定価等からの積算 | その他 |
|--------------|-----|-------------|------------------------|-------------|-------------|--------------|-----|
| 政策経営部 | 26 | 11 | 2 | 1 | 0 | 0 | 12 |
| 総務部 | 31 | 11 | 14 | 0 | 3 | 0 | 3 |
| 危機管理室 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 区民文化部 | 26 | 17 | 8 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 産業経済部 | 7 | 4 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 健康生きがい部（保健所） | 31 | 23 | 6 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 福祉部 | 18 | 16 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 子ども家庭部 | 22 | 5 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資源環境部 | 55 | 51 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 都市整備部 | 11 | 9 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 土木部 | 26 | 21 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 会計管理室 | 0 | — | — | — | — | — | — |
| 教育委員会事務局 | 94 | 59 | 21 | 1 | 1 | 0 | 12 |
| 選挙管理委員会事務局 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農業委員会事務局 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員事務局 | 0 | — | — | — | — | — | — |
| 区議会事務局 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 361 | 235 | 82 | 6 | 5 | 2 | 31 |

「契約事業者からの下見積」が 235 件、65.10%で最も多く、次いで「契約事業者及び契約事業者以外からの複数下見積」が 82 件、22.71%である。

所管課への事前審査では、リース契約から再リース契約への移行において、再リース契約の支出予定金額の積算から当初リース料に含まれていた本体機器の搬入・設置・搬出・保守費用等が除外されているかの確認がなされていないものが見受けられた。

当初リース契約に含まれていた本体機器の搬入・設置・搬出・保守費用等を再リース契約で除いている場合は、当初リース契約時の一か月分あたりの費用より再リース契約一か月分の費用が安価になることが推測される。

したがって、所管課は再リース契約の支出予定金額の積算については、上述の点について十分に留意する必要がある。

3 リース契約において、競争性、公正性は確保されているか。

令和2年度における各部のリース契約の業者選定方法は、表4のとおりである。

表4 令和2年度における各部の当初リース契約の業者選定方法 単位：件

| | 合計 | 競争入札 | 特命随意契約 | その他 |
|--------------|-----|------|--------|-----|
| 政策経営部 | 26 | 24 | 2 | 0 |
| 総務部 | 31 | 26 | 5 | 0 |
| 危機管理室 | 6 | 6 | 0 | 0 |
| 区民文化部 | 26 | 22 | 3 | 1 |
| 産業経済部 | 7 | 7 | 0 | 0 |
| 健康生きがい部(保健所) | 31 | 29 | 1 | 1 |
| 福祉部 | 18 | 18 | 0 | 0 |
| 子ども家庭部 | 22 | 22 | 0 | 0 |
| 資源環境部 | 55 | 54 | 1 | 0 |
| 都市整備部 | 11 | 11 | 0 | 0 |
| 土木部 | 26 | 25 | 0 | 1 |
| 会計管理室 | 0 | — | — | — |
| 教育委員会事務局 | 94 | 90 | 0 | 4 |
| 選挙管理委員会事務局 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 農業委員会事務局 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 監査委員事務局 | 0 | — | — | — |
| 区議会事務局 | 6 | 6 | 0 | 0 |
| 合計 | 361 | 341 | 12 | 8 |

リース契約では、「競争入札」が341件、94.44%で最も多く、次いで「特命随意契約」が12件、3.32%である。「その他」は、8件で2.22%であった。

「その他」については、入札の不調による再度の指名競争や随意契約になったものなどがあった。

一部のリース契約においては、所管課が支出予定金額の積算時に徴取した下見積金額と契約金額が同額であり、かつ、下見積事業者と契約事業者が同一だったものが見受けられた。

第3 総括意見

区は、物品調達の方法の一つとして、リース契約の活用は欠かせないものとしてしている。

契約管財課は、所管課がリース契約により調達する事案について、リース契約の支出予定金額の積算は適切か、的確な指導・助言を行うことが必要である。

また、リース契約から再リース契約に移行する場合、再リース契約において、適正な再リース回数の基準や経費の積算は適切か、を整える必要がある。

再リース契約については、同一物件の再リース契約が適当であるかの考え方を定めることについて、契約管財課が関与して検討を進める必要がある。

なお、再リース契約を繰り返すものにおいて、当初リースの仕様や支出予定金額を示した契約及び支出についての決裁文書が廃棄されているものがあつた。再リース契約を継続している場合は、文書の保存方法についても基準を定めておく必要がある。

今年度の監査の結果において、リース契約の適正化に関する具体的な提言をまとめるには至らなかった。今後の定期監査等を通じ、さらに調査を進めていく必要がある。

決算審査

令和2年度決算審査結果について

第1 審査の対象

- 1 令和2年度東京都板橋区一般会計歳入歳出決算書及び証書類
- 2 令和2年度東京都板橋区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 3 令和2年度東京都板橋区介護保険事業特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 4 令和2年度東京都板橋区後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 5 令和2年度東京都板橋区東武東上線連続立体化事業特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 6 令和2年度東京都板橋区奨学資金貸付基金運用状況調書
- 7 令和2年度東京都板橋区美術資料収集基金運用状況調書
- 8 令和2年度東京都板橋区災害対策基金運用状況調書
- 9 附属書類
 - (1) 令和2年度東京都板橋区各会計歳入歳出決算事項別明細書及び予算の執行実績
 - (2) 令和2年度東京都板橋区各会計実質収支に関する調書
 - (3) 令和2年度財産に関する調書

第2 審査の期間

令和3年7月2日から令和3年8月30日まで

第3 審査の方法

- 1 各会計歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令の規定によって作成されているか否かを確認するとともに、歳入歳出決算の計数を会計管理者所管の関係諸帳簿・証書類と照合審査した。
- 2 経理状況については、関係部課の帳簿・文書等により審査するとともに、関係職員からの説明及び資料の提出を求めて審査の参考とした。
- 3 財産については、土地及び建物は台帳により、出資による権利、無体財産権、債権、基金及び物品は関係諸帳簿・証書類等により照合審査するとともに、関係職員

からの説明及び資料の提出を求めて審査の参考とした。

- 4 各基金の運用状況については、審査に付された各基金の運用状況調書に誤りがないか、各基金が設置の目的に従い適正かつ効率的に運用されているかについて、各関係部課の帳簿、台帳及び証書類を照合審査するとともに、関係職員からの説明及び資料の提出を求めて審査の参考とした。また、各基金の経理状況及び保管管理の状況については、会計管理者所管の関係諸帳簿及び証書類並びに各関係部課の帳簿等により照合審査した。

第4 審査の結果

1 計数審査

各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び予算の執行実績、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金運用状況調書は、法令の様式を備え、表示された計数は正確であり、会計管理者及び関係部課が所管する諸帳簿・証書類と照合審査した結果、いずれも適正なものと認められた。

2 財政の状況

令和2年度各会計の決算収支、財政構造及び予算の執行状況については、項を改めて会計別にその概要を述べるが、予算の執行及び財政運営状況はおおむね適正なものと認められた。

第5 総括意見

「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和3年1月18日閣議決定）によれば、令和2年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある。緊急経済対策等により持ち直しの動きがみられるものの、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばである。

このような中、板橋区は、令和2年度に8次におたる一般会計補正予算を編成し、総額765億43百万円の予算増額を行い、新型コロナウイルス感染症対策等を実施してきた。国の特別定額給付金給付事業等の実施により、過去最大の決算規模となった。

令和2年度の板橋区の財政状況をみると、歳入では特別区交付金が73億6百万円、分担金及び負担金が10億17百万円の減額となった一方で、国庫支出金が619億16百万円、繰入金が56億41百万円、都支出金が39億47百万円、特別区債が32億5百万円、地方消費税交付金が24億30百万円、繰越金が10億91百万円の増額となった結果、令和元年度(平成31年度)に対して30.6%の増となった。

歳出では、土木費が53億19百万円の減額となった一方で、総務費が556億30百万円、諸支出金が91億9百万円、福祉費が22億8百万円、教育費が20億12百万円、衛生費が15億53百万円の増額となった結果、令和元年度(平成31年度)に対して29.6%の増と

なった。

令和2年度板橋区普通会計決算を財政指標で見ると、実質単年度収支は68億36百万円の黒字となり、実質収支比率は、前年度比2.8ポイント増の6.9%である。これは、分母である標準財政規模が、税制改正等による特別区交付金の減額等により減少し、分子である実質収支が増加したことが要因である。一般的に望ましいとされる3~5%の範囲を超えているため、今後の収支動向に留意し、収支の均衡に努める必要がある。

経常収支比率は、令和元年度(平成31年度)では適正水準とされる70~80%の範囲内であったが、令和2年度は前年度と比較し3.5ポイント上昇して、82.4%となった。これは、特別区交付金が大幅に減少したことが大きく影響している。今後も、地方法人課税の税制改正による特別区交付金の減収が恒常化されることに加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済への影響により、特別区交付金及び特別区民税の大幅な減収が続くことが見込まれる。新型コロナウイルス感染症の状況や社会経済情勢の動向などが区財政へ与える影響を見極め、持続可能な区政経営を推進していくための財政基盤を確立していくことが求められる。

公債費負担比率は、分母である一般財源総額が増加したものの、分子である公債費充当一般財源等も増加した結果、前年度から0.9ポイント増の3.6%となった。引き続き、計画的かつ効果的な起債の活用を図られるよう望む。

人件費比率は、歳出総額の増加が人件費の増加を上回り、前年度から3.3ポイント減の11.3%となった。今後も人件費の増加に留意し、職員定数の適正化に努めることが肝要である。

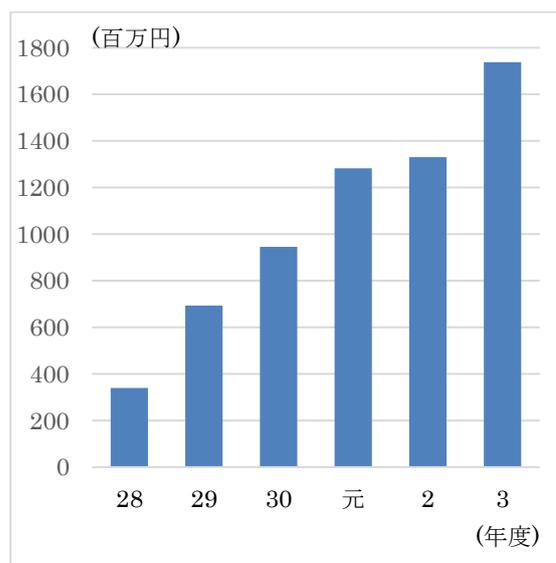
新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が急ピッチで進められているものの、新型コロナウイルス感染症は未だ収束していない状況であり、経済の先行きは依然として不透明である。

今後の財政展望については、歳入面では、特別区交付金及び特別区民税の減収が見込まれる。また、ふるさと納税による特別区民税の減収額(右グラフ)は年々増加しており、令和2年度は13億31百万円の減収となった。さらに、令和3年度には17億37百万円もの減収が見込まれている。こうした中、区ではふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングの取組により、令和元年度(平成31年度)では9百万円の寄付があったが、令和2年度には42百万円の寄付を得た。

歳出面では、公共施設の再構築をはじめとした多額の経費負担を伴う事業が継続する中、景気の低迷により、扶助費等が増加することが見込まれている。

極めて厳しい財政運営となることが想定される中、1年前倒しで策定した「いたばしNo.1 実現プラン2025」で掲げた目標を達成するため、激変する社会経済情勢に対応しつつ、計画的かつ効率的な行財政運営を行う必要がある。

ふるさと納税による影響額



健全化判断比率审查

令和2年度健全化判断比率審査結果について

第1 審査の対象

- 1 令和2年度東京都板橋区健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和2年度東京都板橋区健全化判断比率算定様式

第2 審査の期間

令和3年8月10日から令和3年8月30日まで

第3 審査の方法

- 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、区長から提出された上記の健全化判断比率の計算が正確であるか、算定の基礎となる健全化判断比率算定様式に記載された計数等に誤りがないかを主眼に審査を実施した。
- 2 健全化判断比率及び健全化判断比率算定様式の各数値の検証にあたっては、関係部課からの聴取をするとともに、その基となる関係資料の提出を求め、照合審査した。

第4 審査の結果

- 1 健全化判断比率及び健全化判断比率算定様式に記載した数値は、各会計歳入歳出決算書等決算数値、諸資料、諸帳簿と照合審査した結果、適切な算定数値

が用いられ、その算出過程は正確であり、誤りのないものと認められた。

- 2 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の各比率は、法に照らし、いずれも適正なものと認められた。

第5 総 括

1 健全化判断比率

(単位：%)

| 区 分 | 板 橋 区 | | 早期健全化 基 準 | 財政再生 基 準 |
|-------------|-------|---------|--------------|-------------|
| | 比 率 | (算出比率) | | |
| 実 質 赤 字 比 率 | — | (△6.87) | 11.25 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | — | (△9.33) | 16.25 | 30.00 |
| 実質公債費比率 | △4.6 | (△4.6) | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | — | (△77.9) | 350.0 | |

※1 比率の「—」は、当該比率が生じていないことを示している。

※2 (算出比率)は、既定の数式により算出した参考数値である。

(1) 実質赤字比率

令和2年度の一般会計等の実質収支は黒字であり、法に定める実質赤字比率は生じていない。

なお、早期健全化基準は11.25%である。

(2) 連結実質赤字比率

令和2年度の一般会計等と特別会計を合計した実質収支は黒字であり、法に定める連結実質赤字比率は生じていない。

なお、早期健全化基準は16.25%である。

(3) 実質公債費比率

令和2年度の実質公債費比率は△4.6%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率

令和2年度の将来負担比率は、将来負担額よりも充当可能財源が上回り、法に定める将来負担比率は生じていない。

なお、早期健全化基準は350.0%である。

2 意 見

令和2年度における東京都板橋区健全化判断比率の各指標は、いずれも早期健全化基準を下回っており、法に照らし、適正なものと認められる。

今後も、行財政改革を遂行し、健全な財政基盤を確立することを望む。

行政監査

令和3年度第1回行政監査結果報告書（概要）

第1 監査実施概要

1 監査テーマ（P 1）

区立生涯学習センターの運営について

2 監査テーマ選定の趣旨（P 1）

区は、区民の誰もが生涯を通じて学習し、世代を超えて学び合う場として生涯学習センターを運営している。

そこで、令和3年度第1回行政監査では、区立生涯学習センターにおいて、区民の生涯学習や多世代交流を目的とした事業は、効果的に行われているか、施設は適正に維持管理されているかなどの観点から検証を行った。

3 監査の着眼点（P 1）

- (1) 区立生涯学習センターは、適正に維持管理されているか。
- (2) 区立生涯学習センターにおいて、区民の生涯学習や多世代交流を目的とした事業は、効果的に行われているか。

4 監査対象及び監査対象課（P 1）

(1) 監査対象

区立生涯学習センターの管理・運営に関する業務

(2) 監査対象課

教育委員会事務局 生涯学習課 大原生涯学習センター
成増生涯学習センター

5 監査実施期間（P 1）

令和3年5月31日（月）から令和3年12月9日（木）まで

第2 監査結果

現況と課題 (P 3)

- 1 板橋区における生涯学習の概況 (P 3)
- 2 生涯学習センターの沿革 (P 10)
- 3 生涯学習センターの機能 (P 14)
- 4 生涯学習センターの職員体制 (P 15)
- 5 生涯学習センターの管理 (P 21)
- 6 生涯学習センターの活動 (P 29)
- 7 生涯学習センターの情報発信 (P 44)

検討・改善を求める事項 (P 49)

着眼点1 区立生涯学習センターは、適正に維持管理されているか。

1 各生涯学習センターのセキュリティ対策

各生涯学習センターは、夜間、正規職員が不在となり、警備体制は特に夜間の時間帯は、シフトを組んでいる社会教育指導員(2~4人)及び委託を受けた警備職員1人の体制である。防犯カメラについては、大原生涯学習センターは1階に2台、2・3階に各1台設置されているが、成増生涯学習センターには設置されていなかった。

i-youthには特に夜間に利用する中高生が多く、施設内の安全管理に対する万全の備えが必要である。

また、各生涯学習センターの消防訓練の実施状況は、令和2年度は職員による消防訓練について図上訓練しか行っておらず、消火訓練、通報訓練、避難訓練を含めた消防訓練は行われていなかった。令和元年度においては、大原生涯学習センターは、職員による消防訓練は行われていなかった。また、成増生涯学習センターは、利用者と職員と合同で、調理室からの出火を想定した避難訓練のみ行った。

各生涯学習センターは、利用者の安全確保を最優先するためにも、防犯・防災上を含めたセキュリティの確保が大きな課題であるため、早急な取組を求めておく。(P 23)

2 各生涯学習センターの設備更新

設備の劣化による誤作動や故障など、様々なトラブルに対して、毎年、小破修理は行われているが、部品の生産終了により、修理も年々困難になってきている。各生涯学習センターは、利用者の安心・安全を確保するため、施

設の老朽化に伴う設備更新について、計画的に工事を実施する必要がある。

(P 26)

着眼点2 区立生涯学習センターにおいて、区民の生涯学習や多世代交流を目的とした事業は、効果的に行われているか。

1 社会教育指導員の人材育成

社会教育指導員は、生涯学習の推進に向け、区民と地域との連携及び協働を図る仕組みづくりを補助していくという機能を発揮していくため、地域活動へのニーズの把握や、様々な人々や団体をつなぐコーディネートの役割が期待されていることから、今後も時代の変化に対応した新しい知識を吸収していかなければならない。生涯学習課は、学びをつなぐコーディネーターとしての役割を果たす社会教育指導員の人材育成に、継続的に取り組む必要がある。(P 20)

2 生涯学習に関する情報発信

各生涯学習センターは、開催している事業やイベント開催の情報を広く区民に知らせる発信力を強化し、施設の認知度を高めていくことが不可欠である。各生涯学習センターは、区民の学習活動を進めるために、あらゆる広報媒体を効果的に活用して、生涯学習に関する情報を積極的に発信していく必要がある。(P 48)

総括意見 (P 51)

区民の生涯学習に関するニーズは多様化しており、生涯学習センターの運営管理にあたっては、利用者や登録団体の意見・要望に十分配慮することが重要である。

こうした状況を踏まえ、最後に総括意見を述べる。

第一に、適切な施設更新を図ることが必要である。

生涯学習センターは、施設建設以来、大規模な長寿命化改修が実施されておらず、電気・給排水衛生設備、冷暖房設備、エレベーターなど早期の改修が必要とされている。

一方、生涯学習センターの利用者数は、これまで特に大きな伸びを示さなかったこともあり、必ずしも施設更新の優先順位が高いとは言えなかった。

余暇を豊かに過ごしたいという区民ニーズや生涯を通じた学習意欲の高まり

の中で、今後は生涯学習センターの施設更新を適切に行うことについて検討を進める必要がある。

第二に、i-youthの一層の充実を図ることが必要である。

i-youthは、中高生を中心とした「若者の居場所」として整備されたが、利用者数が増えたとはいえ、まだ近隣在住や在学の中高生がほとんどである。

ただ、近隣区を含め、若者支援の施設や施策が少ないことから、今後は若者同士の活発な情報交換を通じて利用の拡大の可能性が大きい。

「若者の居場所」としての魅力度を高め、多様なニーズに応えることのできる施設にするために、今後は教育委員会の事務の範疇にとどまらず、若者支援に取り組む区のすべての部署が連携して支援のネットワーク化に取り組むことが重要である。

生涯学習センターがその中心的役割を担えるよう、生涯学習課は職員の人材育成や情報収集に努め、生涯学習センターの機能強化に取り組むことを期待する。

令和3年度第2回行政監査結果報告書（概要）

第1 監査実施概要

1 監査テーマ（P 1）

男女共同参画の推進について

2 監査テーマ選定の趣旨（P 1）

区は、男女平等参画基本条例のもと、全ての区民が互いに理解し支えあい、ともに生きるまちづくりに取り組んでいる。

そこで、令和3年度第2回行政監査では、男女共同参画の推進に関する事業は、計画的、効果的に行われているか、区民の理解促進は、十分に図られているかなどの観点から検証を行った。

3 監査の着眼点（P 1）

- （1）男女共同参画の推進に関する事業は、計画的、効果的に行われているか。
- （2）男女共同参画に関する区民の理解促進は、十分に図られているか。

4 監査対象及び監査対象課（P 1）

（1）監査対象

男女共同参画の推進に関する事業

（2）監査対象課

総務部 男女社会参画課

5 監査実施期間（P 1）

令和3年6月30日（水）から令和3年12月24日（金）まで

第2 監査結果

現況と課題 (P 3)

- 1 男女共同参画の推進に係る国・東京都の施策 (P 3)
- 2 板橋区における男女共同参画の推進に係る施策 (P 6)
- 3 男女社会参画課による普及広報活動 (P 11)
- 4 男女平等に関する区民の意識 (P 16)
- 5 男女平等推進センターの現況 (P 18)
- 6 男女共同参画の推進に関する事業 (重点対象事業) の現況 (P 27)

検討・改善を求める事項 (P 56)

着眼点1 男女共同参画の推進に関する事業は、計画的、効果的に行われているか。

- 1 情報資料コーナーの資料図書等の周知について
男女社会参画課は、男女共同参画の推進に係る活動や学習の支援に資するよう、情報資料コーナーの資料図書等について積極的に周知する必要がある。(P 22)
- 2 区の附属機関等の委員に占める女性委員について
区は、区基本条例の基本理念にのっとり、率先して男女平等参画社会の形成を推進する立場にあり、区政の意思決定過程に多くの女性が参画できるよう、区の審議会等における女性委員比率の向上に積極的に取り組む必要がある。(P 40・41)

着眼点2 男女共同参画に関する区民の理解促進は、十分に図られているか。

- 1 SNSの活用について
10～30歳代に対しては、SNSの活用が有効と考えられるため、男女社会参画課は、SNSの特性を活かしてこれらの年代に適した情報を効果的に発信することにより、フォロワー数を増やし、男女共同参画に係る理解促進を図る必要がある。(P 13・14)
- 2 男女平等推進センターの利用について
男女平等推進センターが、男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設であることから、男女社会参画課は、男女共同参画の推進に向けて、認知度を高め利用者数を増やす必要がある。(P 20)

総括意見（P 57）

区は、令和3年3月、男女共同参画に係る従来の取組に加え、SDGsの視点やダイバーシティ&インクルージョンの視点を取り入れた「いたばしアクティブプラン2025」を策定した。

今回の監査では令和2年度までの男女社会参画課による男女共同参画の実現に係る様々な取組について見てきたが、今後は、「いたばしアクティブプラン2025」に定められた新たな事業の枠組に合わせた体制の強化が望まれる。

こうした状況を踏まえて総括意見を述べる。

第一に、区は、すべての組織、職員に対し、男女共同参画について、大胆な意識改革を求める必要がある。

区の審議会等委員に占める女性委員の構成率、政策決定過程に参画する管理監督者層に占める女性職員の割合が伸びないのは、組織としても、職員個人の意識としても、それが優先的に取り組むべき課題と認識されていないことが懸念される。

区は、性別、職層を問わず、男女共同参画や女性活躍、ジェンダー平等といった視点を施策に反映し、政策決定過程への女性職員の参画をこれまで以上に推進することが必要である。

男女社会参画課や関連する部署には、大胆な意識改革と「いたばしアクティブプラン2025」に定められた様々な取組の成果を求めたい。

第二に、男女社会参画課の相談体制を充実することが必要である。

現在、男女社会参画課の相談体制は民間事業者への委託に依存しており、相談の専門性や信頼性、関連部署との連携における総合調整機能の発揮といった面からの脆弱性が危惧される。

女性の視点・活躍に力点を置きつつも、誰もが参画・活躍できる「共生社会」、多様性を活かし合う豊かな「成長社会」、暴力やハラスメントのない「安心・安全社会」を実現するためには、施策を担当する男女社会参画課職員の専門性を高めることが肝要である。

男女社会参画課には、相談スタッフの人材育成・確保に努めるとともに、これまでの取組に加え、男女共同参画に係る施策全体のコーディネートや総合調整機能を果たせる組織になることを期待する。

一人ひとりの多様な価値観が尊重され、区民同士が互いに認め合い、活かし合う社会の実現に向け、今後も関係者の積極的な取組を期待する。

例月出納検査

令和3年度例月出納検査結果報告書

| | | |
|--------|---------------|------------|
| 1 検査月日 | 平成3年4月28日(水) | (平成3年3月分) |
| | 令和3年5月31日(月) | (平成3年4月分) |
| | 令和3年6月30日(水) | (令和3年5月分) |
| | 令和3年7月30日(金) | (令和3年6月分) |
| | 令和3年8月30日(月) | (令和3年7月分) |
| | 令和3年9月29日(水) | (令和3年8月分) |
| | 令和3年10月29日(金) | (令和3年9月分) |
| | 令和3年11月26日(金) | (令和3年10月分) |
| | 令和3年12月24日(金) | (令和3年11月分) |
| | 令和4年1月31日(月) | (令和3年12月分) |
| | 令和4年2月21日(月) | (令和4年1月分) |
| | 令和4年3月28日(月) | (令和4年2月分) |

2 検査対象課
会計管理室

3 検査対象
会計管理者所管の区一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、歳入歳出外現金及び基金の金銭出納状況

4 検査結果
検査資料と関係諸帳簿、証拠書類により計数審査を行い、各月末日における金融機関提出の預金残高証明書を照合した結果、各会計、歳入歳出外現金及び基金とも計数上の誤りのないことを確認した。